# 重要事項説明書(介護予防訪問看護・訪問看護・指定訪問看護)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

# 1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	合同会社ほのか	
代表者氏名	代表 久保田 牧子	
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	〒565-0821 吹田市山田西四丁目 13 番 1-413 号 TEL:06-4798-5101 FAX: 06-4798-5102	
法人設立年月日	令和 4 年 5 月 1 日	

# 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

# (1) 事業所の所在地等

7 1 Man ( ) 1 = 2 4		
事業所名称	ほのか訪問看護ステーション	
介護保険指定事業所番号	2761690961	
事業所所在地	〒565-0821 吹田市山田東 4 丁目 7-3-1	
連 絡 先 相談担当者名	TEL:06-4798-5101 FAX:06-4798-5102 管理者 久保田 牧子	
サテライトの名称 ほのか訪問看護ステーション サテライトみのお 所在地 〒562-0023 箕面市粟生間谷西 7-11-21-203		
事業所の通常の 事業の実施地域	吹田市、箕面市、茨木市、池田市、豊中市、摂津市	

# (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	この規程は、合同会社ほのかが設置するほのか訪問看護ステーション(以下「ステーション」という)の職員及び業務管理に関する重要事項を定め、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という)の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という)の提供することを目的とする。
運営の方針	(1)ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。 (2)ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。 (3)ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

# (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	第		月火水木金
営	営業時間午前9時~午後5時30分		午前9時~午後5時30分

# (4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月火水木金	
サービス提供時間 午前 8 時 30 分~午後 20 時 30 分		

# (5) 事業所の職員体制

管理者	久保田 牧子		
-----	--------	--	--

職	職務内容	人員数
管理者	<ul><li>1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。</li><li>2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。</li><li>3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li></ul>	常勤1名
看護職員のうち主 として計画作成等 に従事する者	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から 文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対 して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、 主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行 うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常 勤 3名
看護職員 (看護師・ 准看護師)	<ul><li>1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを 提供します。</li><li>2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報 告書を作成します。</li></ul>	常 勤 0名 非常勤 6名

理学療法士作業療法士言語聴覚士	<ul> <li>サービス担当者会議への出席等により居宅介護支援事業者と連携を図ります。</li> <li>医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員、その他の職種の者が多職種協園をいい、リハビリテーションに関する解決する解決、心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まれている場合では、利用者にあとで利用者の同意を得ます。また作成した計画は、利用者に交付します。</li> <li>訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションかけします。また作成した計画は、利用者に支付します。</li> <li>訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションのサービスを提供します。</li> <li>常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め利用者に対しる環境の的確な把握に努め利用者に対します。</li> <li>それぞれの利用者について、指定訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況を作成するとともに、医師に報告します。</li> </ul>	理学療法 3名作業療法 1 士 3名
事務職員	1 請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 O名 非常勤 2名

# 3 提供するサービスの内容及び費用について

# (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業所が作成した 居宅(介護予防)サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の 意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具 体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状の観察 ② 床ずれの予防及び処置 ③ 体位変換、食事、排泄の介助 ④ 入浴、清拭、洗髪の介助 ⑤ カテーテルなどの医療器具の管理 ⑥ リハビリテーションの指導 ⑦ 在宅ケアに関する諸サービスの情報提供 ⑧ ご家族・介護者の看護に関する相談や指導 ⑨ 介護や福祉制度の相談 ⑪ その他主治医の指示に基づく必要な看護 ⑪ 介護予防訪問看護(口腔ケア・栄養指導・リハビリ・身体維持機能など) その他サービス(療養相談・助言・その他)

#### (2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

# (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

※別紙の【医療保険対応訪問看護利用料金表】【介護保険対応訪問看護利用料金表】を参照 ※主治医(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看 護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、 介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

#### 4 その他の費用について

4 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10			
①死後の処置料	指定訪問看護と連続して行う死後の処置ご希望の場合 ( <b>保険外サービス 20,000 円 (外税)</b> ) を申し受けます。 ※このサービスは指定訪問看護とは別のサービスとなります。		
②自費による訪問看護	保険適用ではない場合、別紙料金表を参照ください。		
③交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定め に基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は(運営規程に記載されている内容を記 載する)により請求いたします。		
		る場合、キャンセルの連絡をいた キャンセル料を請求させていただ	
4キャンセル料	24 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です	
	訪問時にキャンセルの場合	1,000円を請求いたします。	
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。			

### 5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法

	ァ 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及び
① 利用料、利用者負担額(介護保	その他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用
険を適用する場合)、その他の	月ごとの合計金額により請求いたします。
費用の請求方法等	ィ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月
	日までに利用者あてに手渡しまたは郵送いたします。
	ァ サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の
② 利用料、利用者負担額(介護保	利用者控えと内容を照合のうえ、 <b>請求月の27日まで</b>
険を適用する場合)、その他の	に、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。
費用の支払い方法等	(ア)事業者指定口座への振り込み
	(イ)利用者指定口座からの自動振替

#### (ウ)現金支払い

- イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)
- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、 正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2ヵ月以上遅延し、さらに支払いの督 促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い 分をお支払いいただくことがあります。

#### 6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する 訪問看護員の変更を希望される 場合は、右のご相談担当者までご 相談ください。

苦情担当責任者 久保田 牧子

電話番号 06-4798-5101 受付時間 9:00-17:30

※ 担当する看護職員しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事 業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

#### 7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、医療保険証または介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。 被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。 なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、 ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者 等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。
- (6) 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。 職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。 信頼関係を築くためにもご協力をお願いいたします。

#### 8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置 を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者

久保田 牧子

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に 周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 成年後見制度の利用を支援します。
- (5) 苦情解決体制を整備しています。
- (6) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (7) 介護相談員を受け入れます。
- (8) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

# 9 秘密の保持と個人情報の保護について

2	が位の不行と個人情報の休暖に	June 1
	① 利用者及びその家族に関する 秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
		<ul><li>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li><li>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</li></ul>
	② 個人情報の保護について	<ul> <li>事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</li> <li>事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</li> <li>事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正</li> </ul>

等を行うものとします。(開示に際して複写料などが
必要な場合は利用者の負担となります。)

# 10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治 の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも 連絡します。

【家族等緊急連絡先①】	氏 名 住 所 電話番号 携帯電話 勤 務 先	続柄
【家族等緊急連絡先②】	氏 名 住 所 電話番号 携帯電話 勤務先	続柄
【主治医】	医療機関名 氏 名 電話番号	

# 11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、 利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村(保険者)の窓口】	所 在 地 吹田市役所 高齢福祉室 電話番号 06-6384-1343 受付時間 平日 9:00~17:00
【居宅支援事業所の窓口】	事業所名 所在地 電話番号 担当介護支援専門員

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	ステーション賠償責任保険
補償の概要	訪問看護事業者やその業務事業者が業務の遂行に伴い、万が一利用者やその家族等の第三者にケガを負わせた場合や財物を損壊させてしまった場合、その法律上の損害賠償責任を補償します。
対人賠償	1名/1事故 1.5 億円

#### 12 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### 13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

#### 14 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉 サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写し を、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容 を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

#### 15 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス を提供した日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ④ 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

#### 16 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

#### 17 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

このサービス内容の見積もりについては別紙参照ください。

#### 18 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
  - ァ 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
  - ィ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
    - 苦情または相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため、必要に応じ 訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
    - 管理者は担当職員に事実関係の確認を行う。
    - 相談担当者は把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。

○ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ 必ず対応方法を含めた結果報告を行う。

(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。)

### (2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	所 在 地 吹田市山田東 4-7-3-1
ほのか訪問看護ステーション	電話番号 06-4798-5101
久保田 牧子	受付時間 9:00~17:30
【市町村(保険者)の窓口】	所 在 地 吹田市泉町 1-3-40
吹田市役所 福祉課	電話番号 06-6384-1231(代表)
高齢福祉室	受付時間 9:00~17:00(土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所 在 地 大阪市中央区常盤町1丁目3-8 電話番号 06-6949-5309 受付時間 9:00~17:00 (土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 社会保険診療報酬支払基金大阪支部	所 在 地 大阪市北区鶴野町 2-12 電話番号 06-6375-0702 受付時間 9:00~17:00 (土日祝は休み)

#### 18 身体拘束等

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

# 19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日	

上記内容について、指定訪問看護・介護予防訪問看護の開始にあたり、利用者に対して契約 書及び本書面に基づいて重要事項説明を行いました。

	所 在 地	吹田市山田東 4 丁目 7-3-1
事	法人名	合同会社ほのか
業	代 表 者 名	久保田牧子
者	事業所名	ほのか訪問看護ステーション
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を 受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	
	<u>.</u>	
代理人	住 所	
	氏 名	(続柄)